



教えて!

「ひなちゃん」と「マイナちゃん」の 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

このコーナーでは、今年の10月から始まる社会保障・税番号(マイナンバー)制度について、ひなちゃんのさまざまな疑問にマイナちゃんが答えます。ひなちゃんと一緒に社会保障・税番号制度について学びましょう!

問い合わせ/社会保障・税番号制度導入プロジェクト
(内線2297)

番号制度全般に関する問い合わせ

国のマイナンバーコールセンター

(☎ 0570 - 20 - 0178)

※受付時間は、9時30分～17時30分

(土・日・祝日及び年末年始を除く)



個人番号カードの申請は必要ですか?



「個人番号カード」は、本人確認が1枚で完了する公的身分証明書として使用でき、取得にかかる費用も無料です。将来的にも、さまざまな場面で番号を利用することになりますので、「通知カード」だけでなく「個人番号カード」を申請し、交付を受けることをお勧めします。なお、申請方法や受取方法については、次号でお知らせします。一方、10月に郵送される「通知カード」は、個人番号を通知するもので、公的機関での手続きの際の本人確認には、この他に運転免許証等の書類が必要です。



市からのお知らせ

住民票の住所でマイナンバーの通知カードを受け取ることが困難な方へ

東日本大震災による被災者やDV(ドメスティック・バイオレンス)等、やむを得ない理由により住民票の住所で通知カードを受け取ることができない方は、「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を提出することで、現在の居所で受け取ることができます。

なお、申請期間内に申請がない場合は、住民票の住所に通知カードが送付されますので、ご注意ください。申請方法等の詳細は、住民票のある市区町村へお問い合わせください。

申請期間/8月24日(月)～9月25日(金・必着)

問い合わせ/市民課住民担当(内線2432)

生活満足度向上を目指して「あなたがまちの主役です」 「市長への手紙・メール」の中から No.113

問い合わせ
秘書課(内線2014)

市民の皆さんからお寄せいただいた手紙等をご紹介します。

(Aさんからのメール)

上谷総合公園へ遊びに行ったときに日陰が少ないと感じました。今後、大きな樹木の植栽を行う予定はありますか。

(市長からの回答)

上谷総合公園をご利用いただき、ありがとうございます。

樹木の植栽については、市民プール跡地に平成25年度から2年をかけて、幼木を主体とし、四季の移ろいが感じられるような樹種を大きく育て、自然な景観を創り出すことを目的とした植栽整備が完

了したところです。エントランス広場の^{けやき}欅はまだ小さいものではありませんが、将来的には日除けとして、また、シンボルツリーとして大きく育つことを願い、植栽を行いました。現在、新たに植栽をする予定はありませんが、公園内にはパーゴラ(植物を絡ませる日陰棚)や^{あずまや}四阿を設置しておりますので、こちらの施設を休憩施設としてご利用ください。

今後も、市民の皆さんが安全で安心して遊べる公園整備を行ってまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

(担当:都市計画課公園緑地担当)

